

**農畜産系有機性資源活用推進事業（県産有機性資源の利用調査）**  
**業務委託公募型プロポーザル募集要領**

**1 業務目的**

福島県では農山漁村におけるバイオマス利活用の総合的かつ効果的な推進を図るため「福島県バイオマス活用推進計画」を定めている。当該計画の終期を迎えるにあたり、これまでの施策の成果や課題を客観的に評価し次期計画の策定に必要な有機性資源の発生量及び利用量を明らかにする必要がある。

そこで、令和6年度における福島県内の有機性資源に関して必要な情報を収集するため、調査を実施する。

**2 業務概要・仕様**

(1) 委託業務名

農畜産系有機性資源活用推進事業（県産有機性資源の利用調査）

(2) 予算額

9,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 言葉の定義

- ・家畜排せつ物：畜産業を営む際に発生する家畜の排せつ物をいう。
- ・一般廃棄物（生ごみ）：一般家庭から排出される、食品残さや調理くず等の生ごみをいう。
- ・水稻残さ（稲わら）：水稻の収穫後に残った茎や葉をいう。
- ・水稻残さ（もみ殻）：もみを、もみすりした後に生じる殻をいう。
- ・果樹剪定枝：果樹園より果樹の剪定の際に切り出される枝をいう。

イ 家畜排せつ物について、畜種毎に県内生産者を対象に発生量及び目的別（堆肥化、農地還元等）の利用量を調査する。

（目標回答件数）

乳牛	10頭以上飼養する県内生産者 70件
肉牛	10頭以上飼養する県内生産者 400件
豚	県内生産者 25件
採卵鶏	県内生産者 20件
ブロイラー	県内生産者 15件

ウ 一般廃棄物（生ごみ）について、県内市町村及び県内で事業を実施する民間事業者（メタン発酵バイオマス発電事業者、登録再生利用事業者等）を対象に目的別（肥料化、飼料化、メタン化、燃料化等）の利用量を調査する。

（目標回答件数：59市町村、4事業者）

エ 水稲残さ（稲わら）について、20ha 以上の県内大規模水稲生産者を対象に目的別（すき込み、農業資材等）の利用量を調査する。

（目標回答件数：100 件）

オ 水稲残さ（もみ殻）について、県内カントリーエレベーター、県内ライスセンター及び 20ha 以上の県内大規模水稲生産者を対象に目的別（すき込み、くん炭化、燃料化等）の利用量を調査する。

（目標回答件数：県内カントリーエレベーター10 件、  
県内ライスセンター80 件、  
20ha 以上の県内大規模水稲生産者 100 件）

カ 果樹剪定枝について、樹種毎に県内生産者を対象に目的別（堆肥化、チップ化、燃料化等）の利用量を調査する。

（目標回答件数）

リンゴ	栽培面積が 30a 以上の県内生産者 50 件
日本ナシ	栽培面積が 30a 以上の県内生産者 50 件
モモ	栽培面積が 50a 以上の県内生産者 50 件
ブドウ	栽培面積が 10a 以上の県内生産者 50 件
カキ	栽培面積が 20a 以上の県内生産者 50 件

キ 調査方法等

イ～カに記載する目標値は目安であり、各調査の目的に沿って、既往の調査等を踏まえながら、最大限の効果が得られる調査規模や手法を事前に県に提案し、協議をした上で行うこと。

また、最大限の効果を得るため、イ～カの調査内容の調査項目について、変更する必要がある場合、県と協議を行い、決定すること。

ク 結果取りまとめ等

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、調査結果を取りまとめるとともに、県全体及び地域別での発生量及び利用量を算出し、報告すること。

また、それらの結果に基づく福島県内におけるバイオマスの活用推進に向けた課題整理及び施策提言を考察し、併せて報告すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

### 3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案 1」から「提案 3」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案 1：業務の取組内容

2 の業務概要・仕様に基づき提案すること。

その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

#### 提案2：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

#### 提案3：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和2年度～令和6年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～3）でA4横版の両面10枚以内（20頁以内）としてする。（表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可とするが、片面2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

## 4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準	
企画提案内容 (配点合計 65 点)	10	実施方針	・本事業の目的や業務内容を理解した提案とされているか。
	20	企画力	・本事業の目的を達成するために十分な企画内容の設定がなされているか。
	15	効果性	・本事業に対して、高い効果をもたらし、相乗的な事業展開に結び着くものであるか。
	10	実現性	・具体的で、実効性の高い提案となっているか。
	10	独創性	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。
業務遂行能力等 (配点合計 35 点)	20	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・本業務と類似の業務の受注実績があるなど業務遂行に必要な知識、経験等はあるか。
	10	業務工程	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。
	5	業務経費	・業務経費は適正であるか。

## 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

## 6 参加申込及び企画提案書の提出等

### (1) 質問書の提出

#### ア 提出書類

質問書（第1号様式）

#### イ 提出期限

令和7年8月22日（金）17時まで

#### ウ 提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メールによること。

#### エ その他

FAX 又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

#### オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和7年8月25日（月）17時までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

イ 提出期限

令和7年8月28日（木）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メールによること。

エ その他

FAX 又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和7年9月8日（月）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません）

**7 参加資格審査結果の発表及び通知**

(1) 期 日：令和7年9月1日（月）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

**8 一次審査結果の発表及び通知**

(1) 期 日：令和7年9月10日（水）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面（様式は任意）により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

## 9 二次審査会

- (1) 日 時：令和7年9月16日（火）（予定）
- (2) その他
  - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。
  - イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。
  - ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

## 10 二次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和7年9月18日（木）（予定）
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面（様式は任意）により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

## 11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和7年8月18日（月）
質問書の提出期限	令和7年8月22日（金）17時まで
質問書への回答	令和7年8月25日（月）17時まで
参加申込書の申込期限	令和7年8月28日（木）17時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和7年9月1日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年9月8日（月）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和7年9月10日（水）（予定）
二次審査会	令和7年9月16日（火）（予定）
二次審査結果の通知	令和7年9月18日（木）（予定）

## 12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：草野）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyuhozen\_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

### 13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

### 14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 積算額が予算額を超過するもの

## 15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(契約候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

## 16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとする。
- (2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。  
なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模等を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。